

令和7年4月23日

豊浜小保護者の皆様

南知多町立豊浜小学校長 鈴川 美紀

令和7年度 台風等警報発表時および  
水害や土砂災害等の警戒レベル4（避難指示）発令時における  
児童の登下校について

台風等警報等発表時および水害や土砂災害等の警戒レベル4（避難指示）発令時における児童の登下校について、下記のように定めます。確認をよろしくお願いします。

記

- 1 登校前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発表ならびに警戒レベル4（「避難勧告」または「避難指示（緊急）」）が発令されている場合

解除された時刻	
6：30以前	・平常どおりの授業
6：30～ 11：00まで	・家庭で昼食を済ませ、 <b>13時20分まで</b> に登校します。 通学団の集合時刻、バスの発車時刻は通常の <b>5時間</b> 遅らせた時刻になります。例…通常7時40分集合の班は12時40分に集合します。
11：00以降	・臨時休業

- 2 登校後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報ならびに警戒レベル4（「避難勧告」または「避難指示（緊急）」）が発令された場合

発令された時刻		
8：20まで (始業時刻前)	・すでに登校した児童は、通学路等の安全確認後に下校します。	・発令された時刻にかかわらず、通学路の状況や気象状況により帰宅が困難な場合は、校内で児童の安全を確保します。 その後、安全が確認でき次第、下校します。（下校方法はメールにてお知らせしますが、通学団下校または保護者への引き渡しとなります。）
8：20～ 13：00	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、通学団または保護者への引き渡しにより下校します。 ・発令時刻により、昼食（給食あるいは弁当）をとらずに下校することもあります。	
13：00以降	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、通学団または保護者への引き渡しにより下校します。	

- 3 「津波警報」または「大津波警報」が南知多町に発表された場合

(1) 登下校中

- ・高台などの安全な場所へ避難する。

(2) 在校中

- ①速やかに安全な場所へ避難させる。
- ②警報解除及び帰宅路等の安全が確認できるまでは、学校または避難場所に待機させる。
- ③児童生徒の帰宅については、学校及び避難場所からの引き渡しを原則とする。  
安全が確認できる場合は、教員が引率して集団下校させる場合もある。

### (3) 登校前

- ①登校せず、高台などの安全な場所へ避難させる。
- ②被害がなく解除された場合は、**1 児童生徒の登校前に暴風（雪）警報または特別警報が発表されている場合**の対応と同じ。

## 4 大規模地震発生時の対応について

状 況	登下校中	在校中	登校前
震度5弱以下	身の危険を感じる場合は、安全に十分に気を付けて、自宅か学校のどちらか	安全を確認し、通常通り活動する。	登校準備中に身の危険を感じる揺れが起こった場合は、保護者の判断で自宅待機をする。
震度5強以上	近い方に、速やかに移動する。	原則、教育活動を中止し、保護者への引き渡しを行う。引き渡しができない児童生徒については、校内に留め置く。	原則、休校とする。保護者の管理下で行動する。
震度5強以上の地震が発生した場合、安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、地震発生日、翌日の2日間程度を臨時休校とする。			

## 5 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応について

南知多町には事前避難対象地域がないため、**原則平常通りの授業を行う**。ただし、登校が危険と判断した場合は、登校を見合わせ、安全が確認されたら登校させる。

### 南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震が発生する可能性が相対的に高まっていると評価された場合に、気象庁から発表されます。4種類のキーワード【調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了】とあわせて発表されますので、町からの呼びかけに応じた防災対策をお願いします。

### 事前避難対象地域とは

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。県内13市町村に設定されています。

【南知多町には事前避難対象地域はありません】

## 6 その他

- (1) 台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決定する場合があります。その際は、弁当の準備をお願いします。また、その他気象状況に応じ給食を中止する場合があります。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、特別警報または警戒レベル4（「避難勧告」または「避難指示（緊急）」）が発表または発令されていなくても、通学路の冠水、河川の増水等により登校に危険が伴う場合は、保護者の判断で自宅待機としてください。その際は学校へ連絡してください。
- (3) その他緊急の場合は、学校メール等を通じて連絡をします。